

○環境特別委員会

内閣提出法律案（一件）

8	番号	件名	衆議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
		公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三、二九	付託委員会 議決	付託委員会 議決	
				三、三五	議決	議決	
				三、三〇	議決	議決	
				三、三二	議決	議決	
				環境	議決	議決	
				三、二九	議決	議決	
				三、三五	議決	議決	
				三、三五	議決	議決	

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
（閣法第八号）

要旨

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業に関する業務を安定的かつ確実に実施するため、公害健康被害補償予防協会に対し政府から出資を行うとともに、既被認定者に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、引き続き、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予

防協会に対して交付することを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公害健康被害補償予防協会の資本金と政府の出資
公害健康被害補償予防協会に資本金を設け、その額を一億八千百万円とするとともに、政府がその全額を出資するものとする。
- 二、出資金の基金への充当
政府から出資された金額を公害健康被害補償予防協会の基金に充てるものとする。
- 三、自動車重量税からの財源措置の延長

昭和六十三年度から昭和六十七年度までの間においても、政府は、補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に対して交付するものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年の公害健康被害補償制度の改正を踏まえ、健康被害予防事業を安定的かつ確実に、また既被認定者に係る補償費用の財源を確保するために所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、政府から公害健康被害補償予防協会に対し出資を行い、これを健康被害予防事業のための基金に充てることとあります。政府の出資額は、昭和六十三年度において一億八千百万円とされております。

第二は、自動車重量税からの財源措置を引き続き延長することとあります。補償給付の支給等に要する費用のうち二割分については、自動車に係る分として制度発足以来本年度まで自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を充ててきたところでありますが、この措置を昭和六十三年度から昭和六十七年度までの五年間延長するものであります。

委員会におきましては、指定解除直前の申請者急増が及ぼす事業計画への影響、自治体独自の救済制度に対する政府の行政指導のあり方、基金の積み上げ方式が既被認定者の認定更新に与える影響の有無、自動車メーカーの拠出額と国の出資額の根拠、制度離脱者に対するフォローアップ事業のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、補償給付に要する費用の徴収方法は

今後とも汚染原因者負担の原則にのっとりべきこと、基金への拠出が確実かつ十分に行われるとともに、健康被害予防事業が効果的に実施されるべきこと、交通公害対策を総合的に推進するとともに、これに必要な費用負担のあり方を長期的見地から検討すること等、七項目にわたる附帯決議が全会一致で付されました。

以上、御報告申し上げます。